

## 平成 28 年度業務実績等報告書 別添

### 様式 2－1－1 国立研究開発法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	国立研究開発法人土木研究所		
評価対象事業年度	年度評価	平成 28 年度（第四期）	
	中長期目標期間	平成 28～33 年度	
2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	
主務大臣	農林水産大臣 「持続可能で活力ある社会の実現への貢献」の一部について、国土交通大臣と農林水産大臣が共同で担当。		
法人所管部局	農林水産技術会議事務局	担当課、責任者	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	
3. 評価の実施に関する事項 (実地調査、理事長・監事ヒアリング、研究開発に関する審議会からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載)			
4. その他評価に関する重要事項 (目標・計画の変更、評価対象法人に係る重要な変化、評価体制の変更に関する事項などを記載)			

様式2－1－2 国立研究開発法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定							
評定 (S、A、B、C、D)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
評定に至った理由	(上記評定に至った理由を記載)						

  

2. 法人全体に対する評価							
(各項目別評価、法人全体としての業務運営状況等を踏まえ、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けた法人全体の評価を記述。その際、法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評定に反映されていない事項などについても適切に記載)							

  

3. 項目別評価の主な課題、改善事項等							
(項目別評価で指摘した主な課題、改善事項等で、翌年度以降のフォローアップが必要な事項等を記載。中長期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載。項目別評価で示された主な助言、警告等があれば記載)							

  

4. その他事項							
研究開発に関する審議会の主な意見	(研究開発に関する審議会の主な意見などについて記載)						
監事の主な意見	(監事の意見で特に記載が必要な事項があれば記載)						

## 様式 2-1-3 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定総括表様式

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報												
1 (3)	持続可能で活力ある社会の実現への貢献											
関連する政策・施策	41. 技術研究開発を推進する			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人土木研究所法第3条							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)			関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	434, 435							
2. 主要な経年データ												
主な参考指標情報 太字は評価指標												
	基準値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度					
成果・取組が國の方針や社会ニーズと適合しているか	B	B										
成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実現されているか	B	B										
成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか	B	A										
成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか	B	B										
共同研究参加者数	20者	33										
技術的支援件数	670件	661										
査読付論文の発表数	70件	57										
講演会等の来場者数	820人	1,044										
一般公開開催数	5回	5										
海外への派遣依頼	10件	5										
研修受講者数	10人	27										
研究協力協定数	—	9										
交流研究員受入人数	—	4										
競争的資金等の獲得件数	—	26										
災害派遣数	—	21										
講演会等の開催数	—	3										
技術展示等出展件数	—	13										
通年の施設公開見学者数	—	3,204										

※1 土木研究所に設置された外部評価委員会により、妥当性の観点、時間的観点、社会的・経済的観点について評価軸を元に研究開発プログラムの評価・進捗確認。災害対応への支援、成果の社会への還元、国際貢献等も勘案し、総合的な評価を行う。

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注) 四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある。

### 3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸(評価の視点)、指標等	法人の業務実績等・自己評価	
				主な業務実績等	自己評価
土研は、土研法第3条に定められた目的を達成するため、科学技術基本計画や日本再興戦略、国土形成計画、社会資本整備重点計画、北海道総合開発計画等の関連計画を踏まえた国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たすものとする。また、日本の生産年齢人口の減少傾向、建設技能労働者の減少、高齢化による離職者の増加等の現状を踏まえ、土木技術による生産性向上、省力化への貢献にも資することに配慮しながら研究開発に取り組む。そのため、土研は、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとし、次の1.～3.に取り組むものとする。	土研は、国立研究開発法人土木研究所法(平成11年法律第205号)第3条に定められた目的を達成するため、科学技術基本計画や日本再興戦略、国土形成計画、社会資本整備重点計画、北海道総合開発計画等の関連計画を踏まえた国土交通省技術基本計画等の科学技術に対する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たすものとする。また、日本の生産年齢人口の減少傾向、建設技能労働者の減少、高齢化による離職者の増加等の現状を踏まえ、土木技術による生産性向上、省力化への貢献にも資することに配慮しながら研究開発に取り組む。そのため、土研は、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとし、次の1.～3.に取り組むものとする。	土研は、土研法第3条に定められた目的を達成するため、科学技術基本計画や日本再興戦略、国土形成計画、社会資本整備重点計画、北海道総合開発計画等の関連計画を踏まえた国土交通省技術基本計画等の科学技術に対する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たすものとする。また、日本の生産年齢人口の減少傾向、建設技能労働者の減少、高齢化による離職者の増加等の現状を踏まえ、土木技術による生産性向上、省力化への貢献にも資することに配慮しながら研究開発に取り組む。そのため、社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するため、別表-1に示す1.～3.への取り組みとして1.7の研究開発プログラムを構成し、効果的かつ効率的に進める。また、社会的要請の変化等を踏まえ、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図る。併せて、研究開発成果の最大化のため、PDCAサイクルの推進を図り、研究開発成果の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行なう。	<主要な業務実績> ○研究開発プログラム(9)持続可能な建設リサイクルのための社会インフラ建設技術の開発 ・①適材適所のリサイクル材等の利活用技術の構築、②リサイクル材等の環境安全性向上技術の構築に取り組んだ。	<評定と根拠> 評定:B	
(1) 循環型社会の形成 枯渋性資源の有効活用、循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用等が課題となっていることから、これら解消に資するため、持続可能な建設リサイクルのための社会資本の建設技術に関する研究開発等を行なうものとする。 (2) 生物多様性・自然環境の保全 陸域において生物多様性の損失、社会活動に重大な影響を及ぼす新たな感染症の発生や日用品由來の化学物質の生態影響等が課題となっていることから、これら解決に資するため、治水と環境が両立した持続可能な河道管理に関する研究	土研は、土研法第3条に定められた目的を達成するため、科学技術基本計画や日本再興戦略、国土形成計画、社会資本整備重点計画、北海道総合開発計画等の関連計画を踏まえた国土交通省技術基本計画等の科学技術に対する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果たすものとする。また、日本の生産年齢人口の減少傾向、建設技能労働者の減少、高齢化による離職者の増加等の現状を踏まえ、土木技術による生産性向上、省力化への貢献にも資することに配慮しながら研究開発に取り組む。そのため、社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するため、別表-1に示す1.～3.への取り組みとして1.7の研究開発プログラムを構成し、効果的かつ効率的に進める。また、社会的要請の変化等を踏まえ、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図る。併せて、研究開発成果の最大化のため、PDCAサイクルの推進を図り、研究開発成果の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行なう。	<主要な業務実績> ○研究開発プログラム(10)下水道施設を核とした資源・エネルギー有効利用に関する研究 ・①バイオマスエネルギー生手法の開発、②下水道施設を活用したバイオマスの資源・エネルギー有効利用方法の開発に取り組んだ。	土木研究所に設置された外部評価委員会における評価等を総合的に勘案し、自己評価はBとした。		
3. 持続可能で活力ある社会の実現への貢献 そのため、土研は、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとし、次の1.～3.に取り組むものとする。 その際、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要に応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまつりによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進めるものとする。なお、研究開発プログラムは、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図るものとする。 併せて、研究開発成果の最大化のため、研究開発においてもPDCAサイクルの推進を図り、研究開発成果のその後の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行うものとする。	3. 持続可能で活力ある社会の実現への貢献 そのため、土研は、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとし、次の1.～3.に取り組むものとする。 その際、解決すべき政策課題ごとに、研究開発課題及び必要に応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発以外の手段のまつりによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進めるものとする。なお、研究開発プログラムは、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図るものとする。 併せて、研究開発成果の最大化のため、研究開発においてもPDCAサイクルの推進を図り、研究開発成果のその後の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行うものとする。	<主要な業務実績> ○研究開発プログラム(11)治水と環境が両立した持続可能な河道管理技術の開発 ・①河川景観・生物の生育・生息場等に着目した空間管理技術の開発、②河道掘削等の人為的改変に対する植生・魚類等の応答予測技術の開発、③治水と環境の両立を図る河道掘削技術・維持管理技術の開発に取り組んだ。	○成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか ・土木研究所に設置された外部評価委員会において、B評価とされた。		
3. 持続可能で活力ある社会の実現への貢献 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映することができる成果を得ることを目指し、循環型社会形成のための建設リサイクルやバイオマス等に関する下水道施設活用、河川における生物多様性や自然環境の保全、積雪寒冷環境下の効率的道路管理、地域の魅力と活力向上させる社会資本の活用、食料の供給力強化等に関する技術の研究開発等に取り組む。 ※研究開発の実施にあたっては、以下の事項に取り組み、研究開発成果の最大化を図る。 ・長期的視点を踏まえた基礎的、先導的、萌芽的研究開発の実施 ・社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得て、社会から積極的に推進していく取組を積極的に推進しているか ・土木技術による国際貢献がなされているか	3. 持続可能で活力ある社会の実現への貢献 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映することができる成果を得ることを目指し、循環型社会形成のための建設リサイクルやバイオマス等に関する下水道施設活用、河川における生物多様性や自然環境の保全、積雪寒冷環境下の効率的道路管理、地域の魅力と活力向上させる社会資本の活用、食料の供給力強化等に関する技術の研究開発等に取り組む。 ※研究開発の実施にあたっては、以下の事項に取り組み、研究開発成果の最大化を図る。 ・長期的視点を踏まえた基礎的、先導的、萌芽的研究開発の実施 ・社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得て、社会から積極的に推進していく取組を積極的に推進しているか ・土木技術による国際貢献がなされているか	<主要な業務実績> ○研究開発プログラム(12)流砂系における持続可能な土砂管理技術の開発 ・①土砂動態のモニタリング技術の開発、②土砂動態変化に伴う水域・陸域環境影響予測・評価技術、並びに、それらを踏まえた土砂管理技術の開発、③自然エネルギーを活用した土砂管理技術の開発に取り組んだ。	○成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか ・土木研究所に設置された外部評価委員会において、A評価とされた。		
3. 持続可能で活力ある社会の実現への貢献 国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、我が国の中長期的な土木技術の着実な高度化や良質な社会資本の整備及び北海道の開発を推進する上での課題解決に必要となる基礎的・先導的な研究開発についても機動的・計画的に進め、長期的な視点を踏まえた萌芽的な研究に取り組み、研究開発成果の最大化を図る。 ・技術の指導 国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題への対応のため、職員の派遣等により、技術の指導を積極的に展開する。国立研究開発法人土木研究所法(平成11年法律第205号)第15条による国土交通大臣の指示があった場合は、法の趣旨に則り、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)に基づき定める防災業務計画に従い土木研究所緊急災害対策派遣隊(土木研究所TEC-FORCE)を派遣する等、迅速かつ確実に対応する。災害時は国土交通省等の要請に基づき、防災ドクターをはじめとした専門技術者を派遣する等により、技術指導を積極的に展開する。また、平常時においても、技術指導規程に基づき、良質な社会資本の効率的な整備、土木技術の向上、北海道の開発の推進等の観点から適切と認められるものについて技術指導を実施する。特に、国土交通省、地方公共団体等からの要請に基づき技術委員会への参画並びに研修・講習会及び研究発表会の開催等を推進するとともに、北海道内の地方自治体への技術的支援の強化を目指したホームドクター宣言や北海道、札幌市、釧路市等との連携・協力協定に基づき地域の技術力の向上に貢献する。 また、技術の指導等を通じて積極的に外部への技術移転を行うとともに、地方整備局等の各技術分野の専門技術者とのネットワークを活用して、電子メールでの発信や会議の開催等により、関連する技術情報等を適切な形で提供すること、地域における産官学の技術者の交流及び連携等を図る技術者交流フォーラムの開催等により、社会資本整備に関する技術力の向上及び技術の継承に貢献するよう努める。	3. 持続可能で活力ある社会の実現への貢献 国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、我が国の中長期的な土木技術の着実な高度化や良質な社会資本の整備及び北海道の開発を推進する上での課題解決に必要となる基礎的・先導的な研究開発についても機動的・計画的に進め、長期的な視点を踏まえた萌芽的な研究に取り組み、研究開発成果の最大化を図る。 ・技術の指導 国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題への対応のため、職員の派遣等により、技術の指導を積極的に展開する。国立研究開発法人土木研究所法(平成11年法律第205号)第15条による国土交通大臣の指示があった場合は、法の趣旨に則り、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)に基づき定める防災業務計画に従い土木研究所緊急災害対策派遣隊(土木研究所TEC-FORCE)を派遣する等、迅速に対応する。災害時は国土交通省等の要請に基づき、防災ドクターをはじめとした専門技術者を派遣する等により、技術指導を積極的に展開する。また、平常時においても、技術指導規程に基づき、良質な社会資本の効率的な整備、土木技術の向上、北海道の開発の推進等の観点から適切と認められるものについて技術指導を実施する。特に、国土交通省、地方公共団体等からの要請に基づき技術委員会への参画並びに研修・講習会及び研究発表会の開催等を推進するとともに、北海道内の地方自治体への技術的支援の強化を目指したホームドクター宣言や北海道、札幌市、釧路市等との連携・協力協定に基づき地域の技術力の向上に貢献する。 また、技術の指導等を通じて積極的に外部への技術移転を行うとともに、地方整備局等の各技術分野の専門技術者とのネットワークを活用して、電子メールでの発信や会議の開催等により、関連する技術情報等を適切な形で提供すること、地域における産官学の技術者の交流及び連携等を図る技術者交流フォーラムの開催等により、社会資本整備に関する技術力の向上及び技術の継承に貢献するよう努める。	<主要な業務実績> ○研究開発プログラム(13)地域の水利用と水生生態系の保全のための水質管理技術の開発 ・①流域の水環境を的確・迅速に把握するための影響評価、モニタリング手法の開発、②水質リスク軽減のための処理技術の開発、③停滞性水域の底層環境・流入負荷変動に着目した水質管理技術の開発に取り組んだ。	○成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか ・土木研究所に設置された外部評価委員会において、B評価とされた。		
(1) 循環型社会の形成 枯渋性資源の有効活用、循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用等が課題となっていることから、これら解消に資するため、持続可能な建設リサイクルのための社会資本の建設技術に関する研究開発等を行なうものとする。 (2) 生物多様性・自然環境の保全 陸域において生物多様性の損失、社会活動に重大な影響を及ぼす新たな感染症の発生や日用品由來の化学物質の生態影響等が課題となっていることから、これら解決に資するため、治水と環境が両立した持続可能な河道管理に関する研究	(1)費用対効果評価に基づく合理的な冬期道路管理水準設定技術の開発、②冬期道路管理のICT活用による省力化および除雪機械の効率化的維持管理技術の開発、③リスクマネジメントによる効果的・効率的な冬期交通事故対策技術の開発に取り組んだ。	○国内外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分であるか ・共同研究参加者数は、33者であり、基準値である20者の約165%を達成した。			
3. 持続可能で活力ある社会の実現への貢献 国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、我が国の中長期的な土木技術の着実な高度化や良質な社会資本の整備及び北海道の開発を推進する上での課題解決に必要となる基礎的・先導的な研究開発についても機動的・計画的に進め、長期的な視点を踏まえた萌芽的な研究に取り組み、研究開発成果の最大化を図る。 ・技術の指導 国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題への対応のため、職員の派遣等により、技術の指導を積極的に展開する。国立研究開発法人土木研究所法(平成11年法律第205号)第15条による国土交通大臣の指示があった場合は、法の趣旨に則り、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)に基づき定める防災業務計画に従い土木研究所緊急災害対策派遣隊(土木研究所TEC-FORCE)を派遣する等、迅速に対応する。災害時は国土交通省等の要請に基づき、防災ドクターをはじめとした専門技術者を派遣する等により、技術指導を積極的に展開する。また、平常時においても、技術指導規程に基づき、良質な社会資本の効率的な整備、土木技術の向上、北海道の開発の推進等の観点から適切と認められるものについて技術指導を実施する。特に、国土交通省、地方公共団体等からの要請に基づき技術委員会への参画並びに研修・講習会及び研究発表会の開催等を推進するとともに、北海道内の地方自治体への技術的支援の強化を目指したホームドクター宣言や北海道、札幌市、釧路市等との連携・協力協定に基づき地域の技術力の向上に貢献する。 また、技術の指導等を通じて積極的に外部への技術移転を行うとともに、地方整備局等の各技術分野の専門技術者とのネットワークを活用して、電子メールでの発信や会議の開催等により、関連する技術情報等を適切な形で提供すること、地域における産官学の技術者の交流及び連携等を図る技術者交流フォーラムの開催等により、社会資本整備に関する技術力の向上及び技術の継承に貢献するよう努める。	・高速道路の正面衝突事故対策に關し、ワイヤロープ式防護柵をレンディバイダーとして活用するための研究成果を整備ガイドライン化し、NEXCO3社が全国的な導入を開始するなど、社会実装化に貢献した。	○行政への技術的支援(政策の企画立案や技術基準策定等を含む)が十分に行われているか ・台風10号等に関連した技術指導を行った。			
3. 持続可能で活力ある社会の実現への貢献 国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、我が国の中長期的な土木技術の着実な高度化や良質な社会資本の整備及び北海道の開発を推進する上での課題解決に必要となる基礎的・先導的な研究開発についても機動的・計画的に進め、長期的な視点を踏まえた萌芽的な研究に取り組み、研究開発成果の最大化を図る。 ・技術の指導 国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題への対応のため、職員の派遣等により、技術の指導を積極的に展開する。国立研究開発法人土木研究所法(平成11年法律第205号)第15条による国土交通大臣の指示があった場合は、法の趣旨に則り、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)に基づき定める防災業務計画に従い土木研究所緊急災害対策派遣隊(土木研究所TEC-FORCE)を派遣する等、迅速に対応する。災害時は国土交通省等の要請に基づき、防災ドクターをはじめとした専門技術者を派遣する等により、技術指導を積極的に展開する。また、平常時においても、技術指導規程に基づき、良質な社会資本の効率的な整備、土木技術の向上、北海道の開発の推進等の観点から適切と認められるものについて技術指導を実施する。特に、国土交通省、地方公共団体等からの要請に基づき技術委員会への参画並びに研修・講習会及び研究発表会の開催等を推進するとともに、北海道内の地方自治体への技術的支援の強化を目指したホームドクター宣言や北海道、札幌市、釧路市等との連携・協力協定に基づき地域の技術力の向上に貢献する。 また、技術の指導等を通じて積極的に外部への技術移転を行うとともに、地方整備局等の各技術分野の専門技術者とのネットワークを活用して、電子メールでの発信や会議の開催等により、関連する技術情報等を適切な形で提供すること、地域における産官学の技術者の交流及び連携等を図る技術者交流フォーラムの開催等により、社会資本整備に関する技術力の向上及び技術の継承に貢献するよう努める。	・成果の普及 研究開発や技術指導等から得られた成果を、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準及び関連計画等に反映させるため、国等による技術基準及び関連	・技術的支援件数は、661件であり、相手機関からの派遣依頼によるものであることから、基準値である670件の約99%となった。			

5

＜業務実績に対するコメント＞  
(農水省所管の業務実績を踏まえたご意見、業務実績に対する今後の課題及び改善方策、確認事項など)

	<p>組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の研究機関等との連携等</li> </ul> <p>大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、研究開発の特性に応じ、共同研究の積極的な実施や人的交流等により国内外の公的研究機関、大学、民間研究機関等との適切な連携を図り、他分野の技術的知見等も取り入れながら研究開発を推進するものとする。また、競争的研究資金等の外部資金の獲得に取り組むことにより、土研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るものとする。なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図るものとする。</p> <p>者の交流、国際会議等の開催等を積極的に実施する。国内からの研究者等については、交流研究員制度等に基づき、積極的に受け入れる。また、フェローシップ制度等の積極的な活用等により、海外の優秀な研究者の受け入れを行うとともに土研の職員を積極的に海外に派遣する。</p> <p>競争的研究資金等の外部資金の獲得に関して、他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより積極的獲得に取り組み、土研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図る。</p> <p>なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図るものとする。</p>	<p>一構築を通じた水災害・リスクマネジメント関連技術の社会実装を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の研究機関等との連携等</li> </ul> <p>大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、国内における民間を含む外部の研究機関等との積極的な情報交流等を行い、他分野の技術的知見等も取り入れながら、研究開発プログラムの特性に応じた共同研究を実施するべく、効果的かつ効率的な研究開発に資する共同研究参加者数の拡大を図る。なお、共同研究の実施にあたっては、実施方法・役割分担等について充分な検討を行い、適切な実施体制を選定し、より質の高い成果を目指す。</p> <p>また、海外の研究機関等との共同研究・研究協力については、相手機関との間での研究者の交流、国際会議等の開催等を積極的に実施する。国内からの研究者等については、交流研究員制度等に基づき、積極的に受け入れる。また、外国人研究者招へい制度等の積極的な活用等により海外の優秀な研究者の受け入れを行うとともに、在外研究員派遣制度を活用して土研の職員を積極的に海外に派遣する。</p> <p>競争的研究資金等の外部資金の獲得に関して、他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより積極的獲得に取り組み、土研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図る。</p> <p>なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図る。</p>	<p>の技術支援等を実施した。</p> <p>○成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果の普及を推進した結果、2件の技術基準類等に研究成果が反映された。</li> <li>・国、地方公共団体、民間等が行う建設事業等に容易に活用できるよう、24編の技術報告書を発刊した。</li> <li>・関係学協会等での報告や論文発表として、査読付き論文57件を含む298件の論文発表を行った。</li> <li>・土木研究所講演会、寒地土木研究所講演会等の講演会を開催し、合計1044名の来場者があった。</li> <li>・一般に向けた情報発信の結果、190件のマスコミ報道があった。</li> <li>・積雪寒冷環境等に対応可能な土木技術等に関する研究開発成果について、全国展開を進めるための体制を整備した。</li> </ul> <p>○土木技術を活かした国際貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際標準化の取り組みとして、5件の国内対応委員会等に参画した。</li> <li>・海外からの派遣依頼に対し、5名の職員を派遣した。</li> <li>・JICA等からの要請により4カ国から27名の研修生を受け入れた。</li> <li>・3名の職員が国際的機関の常任・運営メンバーとして委嘱され、その責務を果たした。</li> </ul> <p>○他の研究機関等との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、25件の共同研究を実施した。</li> <li>・国内や海外の他機関との連携協力のため、新たに9件の連携協力協定を締結した。</li> <li>・他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより新たに12件の競争的資金を獲得し、SIPを含む26件の研究を実施した。</li> </ul>	
--	---	---	---	--

＜業務実績に対するコメント＞  
 (農水省所管の業務実績を踏まえたご意見、業務実績に対する今後の課題及び改善方策、確認事項など)

#### 4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)